

教高第 883 号
令和3年5月28日

各県立学校長 殿
甲府市立甲府商業高等学校長 殿

山梨県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

教職員の服務規律の確保について (通知)

このことについては、令和3年4月1日付け教高第40号通知により、指導の徹底をお願いしているところですが、今回、県立学校に勤務する職員が不適切な会計処理を繰り返し、学校徴収金等に用途不明金を生じさせるという事案が発生しました。この行為は、生徒、保護者をはじめとする県民の信頼を大きく裏切り、教職員に対する社会の信頼を著しく損なうものであり、極めて遺憾であります。

もとより教職員及び学校に勤務する職員は、教育という崇高な使命を担う立場として、自らの人間性を高め、子供の心身の健全な育成に全力を尽くさなければなりません。

各校におかれましては、次のことに留意し、改めて教職員一人ひとりが、教育という子供たちの人格形成に携わる職の重責を自覚するよう、組織的な指導を徹底するとともに、不祥事根絶に向けた取り組みに全力を尽くし、服務規律の確保に努めるよう通知します。

- 1 教育は県民の信頼の上に成り立つものであることへの自覚、勤務時間の内外を問わずこれまで以上に服務規律の保持に努める姿勢を、教職員一人ひとりに求めていくこと。
- 2 私費会計、部費等について、適切な会計処理がなされているか確認を行うこと。
- 3 保護者からの徴収金について、徴収、支出、管理方法等を把握し、適切な時期に会計報告を行い、不正が行われないよう指導監督を徹底すること。

山梨県教育庁高校教育課
人事担当 055-223-1758